

第1章 報告書作成の趣旨 あいさつ ～水害の被災にあたって～

当山、庭月山月蔵院（庭月観音）の歴史は古く、平安時代まで遡ります。ご本尊である聖観世音菩薩さまは、慈覚大師円仁さまの一刀三礼の作であり、その優しき微笑みは、1千年の時を超え、今に語り継がれています。

しかし、その微笑みが今に至るには、様々な苦難を乗り越えねばなりません。戦国時代の戦乱、明治維新の廃仏稀釈、大東亜戦争（太平洋戦争）、戦後の農地改革による土地の没収など、庭月観音は、幾度も受難にさらされました。これら様々な受難の中でも、最も数多く訪れた受難こそ、「水害」なのです。

元々、庭月観音の観音堂及び本堂は、庭月・西村集落の中間にある低湿地帯に位置しており、度重なる水害に悩まされていました。

その現状に心を痛めたのが、新庄藩第2代藩主の戸沢正誠公であり、藩主自らが発願し、信徒から浄財を募り、寛文11年4月（1671年）に現在の地に移転いただいたのです。落慶法要は延宝4年（1676年）7月3日に、円満寺住職の尊純法印を願主にして、盛大に執行され、これをもって庭月観音は、水害という苦難から一度は逃れることができたのです。

しかし、諸行無常は世の常であり、近年の地球温暖化に伴う異常気象により、庭月観音本堂は、再び水害の常襲地となってしまいました。

特に昭和50年8月6日、平成30年8月5日及び8月31日、令和6年7月25日の水害による被害は甚大でありました。

そのような中、ご信徒・地域・仏教関係者・政治家・行政の皆様方からは、お見舞いや義援金・復旧作業・補助など多大なるご支援をいただきました。

現在、庭月観音が無事に存続するのは、ひとえに皆様のおかげ様であり、深く感謝・厚く御礼申し上げます。

このような災害は、二度と来ないことを願うばかりですが、近年の気象状況を考慮すれば、今後も平成・令和の豪雨災害と同規模またはそれ以上の異常気象が、周期的に発生することは容易に想像できます。

そこで、庭月観音としては、平成・令和の豪雨災害での防災・減災対策と復旧作業の成果と課題・改善点を検証し、報告書を作成するとともに、今後の水害対策の更なる向上を図るために、防災・減災・復旧・復興計画を作成することといたしました。

そのうえで、庭月観音の水害の根本原因である鮭川・弥吉沢への抜本的な対策を、国・県・市町村に要望させていただきたいと考えております。

当山の教えと歴史を、未来へ末永く継承していくためにも、皆様からのご理解とご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、平成・令和の豪雨災害で、鮭川村・最上郡・山形県・秋田県の多くの方々が被災されました。自宅の倒壊や浸水、農地・旅館・出荷場等に多くの被害が発生しました。本当に悲しい限りです。お見舞い申し上げます。

一日も早い復興と、皆様のご健康を御祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。合掌

令和7年3月吉日 庭月山月蔵院 住職 庭崎 賢恵